

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルにかかる質問書への回答

令和7年4月14日
瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルにかかる質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	プロポーザル 実施要領「別表 -1 技術提案書 評価基準」	同種業務の「受託実績」の定義をご教示願います。書類提出時点で履行中の業務実績を記載することは可能でしょうか。また、ウォーターPPP 導入可能性調査業務の実績には、「事前検討業務（ステップ0）」の実績を含めてもよろしいでしょうか。	技術提案書提出時点で履行中の業務は受託実績の対象となります。 下水道事業のウォーターPPP 及びコンセッション事業における事前検討業務（ステップ0）のみの業務は受託実績の対象となりません。
2	特記仕様書 4 業務内容	「庁内報告会の運営支援」について、支援とは、受注者の報告会の出席、質疑応答の対応、議事録の作成は想定されておりますでしょうか。また、想定される庁内報告会の出席部署をご教示願います。（下水道課内の職員さまのみでしょうか。）	受注者の庁内報告会の出席、質疑応答の対応、議事録の作成は「庁内報告会の運営支援」に含まれております。また、庁内報告会の出席部署については、下水道課のみではなく、業務内容について議論を進めるために必要な部署が出席することを想定しております。
3	特記仕様書 3 業務対象	「瀬戸市が管理する全ての下水道施設」とは、公共下水道施設を指しますか。本業務には、農業集落排水事業等の施設の検討は含まないという認識でよろしいでしょうか。	「瀬戸市が管理する全ての下水道施設」とは、本市の公共下水道施設であります。
4	その他	本業務を実施した者が、事業化に際して民間事業者への参画することは可能でしょうか。	本業務の受注者は、将来的に本市が発注する可能性のある下水道事業のウォーターPPP 及びコンセッション業務に参画することはできません。